

第34回
会津美里町農業委員会定例総会

令和2年9月18日 金曜日 9時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第34回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年9月18日 金曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 児島 三雄	
	推進委員 根本 功	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 歌川 浩司	推進委員 船田 民一
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 神村 修一
		推進委員 山内 榮一
		推進委員 平山 信雄
		推進委員 國分 猛
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 3名出席／10名	

4. 議事録署名人 1番 渡部 稔 2番 横山 恒雄

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

立川 昇

係長

田邊 実千代

主事

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局次長 それでは、ただ今から、第34回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名委員の指名をいたします。
1番 渡部 稔 委員、2番 横山 恒雄 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局説明願います。

事務局次長 受付番号18番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、大石字下川原84番1 外2筆 畑 1,448.00㎡でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望です。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は無償でございます。無償の理由でございますが、が高齢になって耕作できなくなったので、当該地の隣地を所有するに、遊休農地化しないように無償でよいので譲りたい、耕作してほしいと申し出たものであります。権利設定移転の別は所有権の移転、経営状況は記載のとおりです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第123号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第123号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

- 事務局次長 受付番号2番、申請人 。
- 申請農地につきましては、旭寺入字中谷地 245 番 畑 97.00 m²です。転用の事由につきましては進入路及び駐車場であります。工事着工及び完成年月日は、既に農地以外での利用をしており、追認案件となります。なお、この件についての顛末書の提出がされております。内容につきましては、昭和 55 年頃の基盤整備により自宅裏に道路が整備され、自宅への出入りがしやすいとして、農地を進入路として利用していました。当時は申請が必要であるという認識がなかったため、今般指導に従い、追認として申請するものであります。
- 建設物の名称及び面積につきましては、軽トラック駐車場 10.20 m²、進入路 39.60 m²、その他通路 47.20 m²となります。
- なお、現地調査を実施しております。
- 説明は以上です。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
- 本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。
- 受付番号2番については、根本功 委員より報告願ひます。
- 根本(功)委員 令和2年9月8日 午前11時より現地調査を実施しました。
- 出席者は、申請代理人の 行政書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、農業委員会より横山恒雄 委員と私、事務局立ち合いのもと、現地調査を行いました。
- 現地は、事務局説明のとおり、既に進入路として使用しており、周囲との高低差がないため土砂の流出の恐れはなく、付近に農業用排水施設や農地はありません。
- 委員からの進入路として出入りするようになったのは何年前かと質問がありました。40年ほど前であり、当時は申請が必要だとわからなかったとの回答がありました。
- 以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 出席委員の報告が終わりました。
- それでは質疑に入ります。議案第124号について質疑を求めます。
- なしの声 —
- 議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
- 原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 124 号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議長 次に議案第 125 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 8 番、譲渡人、譲受人。申請農地は、字東川原 3380 番 外 7 筆 田 6,898 m²です。権利移転の時期は許可日以降、価格は 1 m²あたり 406 円となっております。転用目的は資材置場であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 3 年 4 月 30 日となります。建設物の名称及び面積につきましては、丸太原木置場 4,441 m²、トラック・重機通路 2,457 m²、合わせて 6,898 m²です。本案件は、県の常設審議委員会にかかる案件でございます、9 月 24 日にかかる予定でございます。なお、現地調査を実施しております。

受付番号 9 番、譲渡人、譲受人。申請農地につきましては、旭寺入字中谷地 243 番 畑 156 m²。移転時期は許可日以降で、価格は 1 m²あたり 321 円となっております。転用目的は駐車場でありまして、工事着工及び完成年月日は許可日から令和 2 年 12 月 25 日であります。建設物の名称及び面積につきましては、駐車場 40.5 m²、通路等 115.5 m²であります。また、現地調査を実施しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号 8 番については、児島三雄 委員より報告願います。

児島委員 令和 2 年 9 月 8 日 火曜日 10 時より、現地調査を行いました。
出席者は、譲渡人の 氏、譲受人の 氏、申請事務担当者の 氏、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、農業委員会からは渡部稔 委員と私、事務局でございます。

転用目的は資材、原木置場ということで、譲受人が経営する林業会社の隣接している資材置場の拡張ということであります。

付近への被害防止策等についてですが、周辺農地への影響については、既設用地の隣接地であるため、農地の分断等は発生せず、資材を積む高さにも注意し、日照等への影響がないようにするため、問題ないものと思われまます。土砂流出防止策については、土盛りする場合の高さは1.5m以内にし、法面を緩やかにし、必要に応じて杭等で土留めするため問題ありません。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 受付番号9番については、根本功 委員より報告願ひます。

根本(功)委員 令和2年9月8日 午前11時00分より、現地調査を行いました。

出席者は、譲受人代理 行政書士、譲渡人代理 氏、会津農林事務所企画部指導調整課、農業委員会からは横山恒雄 委員、私、事務局でございます。

申請地については、旭寺入字中谷地243番 畑 156㎡で、転用目的は駐車場で、譲受人が営む自営業で使用する小型重機等の駐車場とするものです。

付近への被害防止策ですが、土砂流出に関しては、砂利敷きにして土砂流出がないようにするとのこととす。

周囲に農業用排水施設はありません。

周辺農地への影響等については、西側に第三者の畑があるものの、非耕作地であり、土砂流出等ないようにするため影響ありません。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第120号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第125号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 126 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 7 番、移転する者 、移転を受ける者 。移転農地は、氷玉字縫前 188 番 田 3,231 m²。価格は 10 アールあたり 430,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 7 番について、歌川浩司 委員より報告を求めます。

歌川委員 令和 2 年 9 月 1 日に、会津美里町本庁舎 2 階 202 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、間船一男 委員と私、事務局次長、出し手の氏の代理人 氏、受け手の 氏であります。

はじめに、 氏から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 氏から、「離農したいので規模縮小したい。地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡をしたい。ついては、あっせんをお願いしたい。」とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 氏については、 の役員として、同社が経営する圃場のうち、約 12 ヘクタールの農地について水稻を中心として経営しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので選定調書により選定しております。価格につきましては、双方より、話し合いで決めることを希望されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、獣害の現状や、償還金の状況、現在圃場にある収穫物の取り扱いも含めた条件を聴取し、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アール当り 430,000 円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 126 号の所有権移転は、原案のとおり意見を付すことに決しました。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議長 それでは、報告第 89 号から第 90 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 89 号につきましては、3 件の届出が提出されております。相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について】

事務局次長 次に、報告第 90 号につきましては、200 ㎡未満の農業用施設のための自己転用に関する届出であります。

受付番号 2 番、申請者は 。申請農地は永井野字永井野 388 番 1 畑 5,129 ㎡のうち 96.45 ㎡であります。申請事由は農業用倉庫の建設であります。工事着工及び完成年月日は受理日から令和 2 年 9 月 30 日までとなっております。建物の名称及び面積は記載のとおりであります。

受付番号 3 番、申請者は 。申請農地は字倉田 52 番

3 田 431 m²のうち 100 m²であります。申請事由は農作業所兼農機具格納庫の設置であります。工事着工及び完成年月日は受理日から令和 2 年 11 月 30 日までとなっております。建物の名称及び面積は記載のとおりであります。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第 34 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 10 : 00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印